

愛媛県の難病医療費助成制度の変更事項について

令和元年6月3日（月）から、愛媛県難病医療事務センターを新設することに伴い、松山市在住の受給者の申請方法や窓口が次のとおり変更になりますので、ご注意ください。

また、更新申請に係る手続きや指定医療機関の受給者証への記載方法についても、今年度から変更となりますので、お知らせいたします。

1 松山市在住の受給者に係る申請窓口の変更について

① 新規申請（通年）

○窓口：松山市保健所保健予防課 難病対策担当

○住所及び連絡先：〒790-0813 松山市萱町6丁目30-5
電話番号：089-911-1857

② 更新申請及び令和元年6月からの各種変更手続き

○窓口：愛媛県難病医療事務センター

○住所及び連絡先：〒790-0811 松山市本町7丁目2番地
電話番号：089-926-7707
FAX 番号：089-926-7708

※愛媛県難病医療事務センターでの申請受付は、原則郵送としております。

※松山市以外に在住の方については、従来どおり、各市町を所管する保健所の難病対策担当課が窓口となります。

2 指定医療機関の受給者証への記載について

患者が医療費助成の適用を受ける際は、従来、受給者証に記載されている難病指定医療機関のみを利用対象機関としていましたが、申請に係る患者の負担軽減等を図るため、令和元年10月1日以降は、県が指定する難病指定医療機関であれば、患者の受給者証に記載がなくとも、医療費助成の対象とし、保健所での指定医療機関の追加・削除に係る申請手続きを不要とすることといたしました。